**平成２５年（へ）第１号**

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

広島市安芸区船越５丁目31番４―201号
申立人　牧野　光夫
権利の届出の終期　平成25年９月24日
平成25年９月30日　津山簡易裁判所
（別紙）　目　録
１　所在　苫田郡鏡野町下斎原字北ケ市
地番　515番１　地目　山林
地積　687平方メートル
２　所在　苫田郡鏡野町下斎原字北ケ市
地番　515番５　地目　山林
地積　44平方メートル
３　所在　苫田郡鏡野町下斎原字北ケ市
地番　515番７　地目　田
地積　544平方メートル
４　所在　苫田郡鏡野町下斎原字北ケ市
地番　515番８　地目　宅地
地積　243.01平方メートル
５　所在　苫田郡鏡野町下斎原字北ケ市
地番　515番11　地目　墓地
地積　89平方メートル
上記不動産５筆に対する
岡山地方法務局津山支局
昭和14年８月22日受付第496号
登記した権利の内容
昭和14年８月22日地上権設定
地上権者　大阪市東区北久太郎町２丁目60番地
旭アルミナ工業株式会社
存続期間　昭和14年４月２日より昭和34年４月１日まで20年間
地代　１年玄米４石６斗２合、同支払期毎年４月２日

## 破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２５年（フ）第１７７４号**

神奈川県鎌倉市植木842番地８ヒルハイツ鎌倉Ｃ―401号
債務者　富士設神奈川株式会社
代表者代表取締役　上遠野光司
１　決定年月日時　平成25年10月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　真哉
４　破産債権の届出期間　平成25年11月７日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月14日午前11時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第８９７８号**

東京都港区赤坂１丁目11番28号
債務者　株式会社アクアキャスト
代表者代表取締役　清水　　眞
１　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　櫻井喜久司
４　破産債権の届出期間　平成25年11月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年２月３日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第７１５号**

東京都国分寺市北町２丁目13番11号
債務者　株式会社サンズ
代表者代表取締役　瀧本　　恵
１　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　岡野　和弘
４　破産債権の届出期間　平成25年11月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月21日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２５年（フ）第４５号**

岩手県気仙郡住田町世田米字火石29番地４
債務者　株式会社紺野建設
代表者代表取締役　熊谷　　進
１　決定年月日時　平成25年10月７日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　東　　忠宏
４　破産債権の届出期間　平成25年11月15日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月23日午後２時
盛岡地方裁判所一関支部

**平成２５年（フ）第１４８号**

静岡県富士市大渕2971番地の20
債務者　有限会社富宣建設
代表者代表取締役　望月　吉昭
１　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　杉山　　亮
４　破産債権の届出期間　平成25年11月27日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月22日午前11時
静岡地方裁判所富士支部

**平成２５年（フ）第１０３号**

岡山県津山市沼49番地の12
債務者　有限会社ｂｅｅ’Ｓ　ＰＬＡＮＥＴ
代表者代表取締役　金田　　均
１　決定年月日時　平成25年10月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　麻岡　正義
４　破産債権の届出期間　平成25年12月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月15日午後２時40分
岡山地方裁判所津山支部

**平成２５年（フ）第２５７号**

群馬県渋川市石原113番地10
債務者　株式会社Ａｎｔｉｑｕｅ
代表者代表清算人　黛　　昌智
１　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹原　正貴
４　破産債権の届出期間　平成25年12月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午前11時30分
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第７７５号**

広島市安佐南区毘沙門台４丁目11番40号
債務者　山田電業有限会社
代表者代表取締役　山田　正憲
１　決定年月日時　平成25年10月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中根　弘幸
４　破産債権の届出期間　平成25年11月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月20日午後２時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

## 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

**平成２５年（フ）第８３号**

鹿児島県志布志市有明町野井倉8123番地38
サンパレス有明Ａ棟、前住所鹿児島県鹿屋市串良町岡崎60番地16
債務者　川上　孝司
１　決定年月日時　平成25年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　濱田　　徹
４　破産債権の届出期間　平成25年11月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年11月14日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成25年11月21日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**平成２５年（フ）第１０６号**

福岡県飯塚市赤坂483番地３
債務者　井上　順一
１　決定年月日時　平成25年10月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中野　俊徳
４　破産債権の届出期間　平成25年11月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月27日午後２時30分
６　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部